

令和2年10月15日

各 位

### 近畿白バス対策連絡会議

構成機関

近畿運輸局・大阪運輸支局・京都運輸支局・奈良運輸支局 滋賀運輸支局・和歌山運輸支局・神戸運輸監理部 (一社)大阪バス協会・(一社)京都府バス協会 (公社)兵庫県バス協会・(公社)奈良県バス協会 (一社)滋賀県バス協会・(公社)和歌山県バス協会
---

### 「違法白バス追放月間」の実施について

平素は、バス事業に対し深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自家用バスは、本来自己の事業活動に使用するためのものであり、営業類似行為や燃料費等の名目で運送の対価や経費を収受することは、道路運送法に違反することとなり、輸送の安全確保、利用者保護の観点からも認められない行為ですが、残念ながら後を絶ちません。

そのため、「近畿白バス対策連絡会議」（上記構成機関）では、毎年11月を「違法白バス追放月間」として定め、「違法な白バス」を追放する施策を強力に推進しており、本年も11月を「違法白バス追放月間」として定め、諸施策に取り組んでまいります。

つきましては、貴職におかれましても、本取り組みの趣旨をご理解のうえ、別添の「違法白バス追放月間」のポスター及びリーフレットをご活用いただき、自家用バスの適正な使用方について、関係各位に対し何分のご指導をいただきますようお願い申し上げます。

なお、幼稚園等において、自家用自動車を使用して通園等の送迎を有償で行っている場合には、道路運送法に基づく手続きが必要になります。許可を受けずに有償で送迎を行っていた場合は法令違反となりますので、今一度ご確認ください、ご不明な点等がありましたら運輸支局等へお問い合わせ願います。

また、国としまして、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示したガイドラインを作成、公表しております。そして、公益社団法人日本バス協会において「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）」も行っておりますので合わせてお知らせします。（下記 URL からアクセスできます。）

URL : [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html) （貸切バス選定・利用ガイドライン）

URL : <http://www.bus.or.jp/> （公益社団法人 日本バス協会）